

平成30年度教育・保育施設予定利用料（保育料）

（単位：円）

【保育認定】階層区分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（0.1,2歳児）		
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
第3-1階層	市町村民税所得割非課税	0円	0円	0円	0円	
第3-2階層	48,600円未満	要保護世帯	4,800円	4,800円	7,200円	
第3-3階層		多子軽減特例世帯	13,000円	13,200円	15,400円	
第4-1階層	市町村民税所得割課税額	48,600円以上77,101円未満	要保護世帯	4,800円	4,800円	
第4-2階層		48,600円以上57,700円未満	多子軽減特例世帯	17,100円	17,400円	
第4-3階層		48,600円以上77,101円未満				19,500円
第4-4階層		77,101円以上97,000円未満		21,200円	21,600円	
第5-1階層		97,000円以上133,000円未満				26,900円
第5-2階層		133,000円以上169,000円未満		32,700円	33,200円	
第6-1階層		169,000円以上235,000円未満				35,500円
第6-2階層		235,000円以上301,000円未満		38,400円	43,200円	
第7階層	301,000円以上397,000円未満		42,600円			48,000円
第8階層	397,000円以上		42,600円	48,000円	81,900円	83,200円

【教育認定】階層区分		1号認定（幼児教育のみ）		
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみの世帯	0円		
第3-1階層	市町村民税所得割課税額	要保護世帯等	2,400円	
第3-2階層		77,100円以下	多子軽減特例世帯	7,600円
第4階層		77,101円以上211,200円以下		13,700円
第5階層		211,201円以上		20,300円

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

※税額は、父母の合算額となります。父母以外の家族が主たる生計者の場合は、生計主の税額を合算します。

◆要保護世帯とは… ひとり親世帯。障害者（児）、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金受給者のいる世帯

◆多子世帯の負担額軽減

区分	負担額	対象階層	1号認定	2号認定	対象階層	3号認定
2人目	半額	4階層以上	幼稚園年少から小学校3年生までの範囲とする	小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する場合	6階層以上	小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する場合
3人目以降	0円					

◆要保護世帯等は、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆1号認定及び2号認定の多子軽減特例世帯は、子どもの年齢にかかわらず2人目は半額、3人目以降は0円です。

◆3号認定の3-3階層及び4-2階層から5-2階層までの世帯で、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆平成30年4月～8月分の保育料は、平成29年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆9月～翌年8月までの保育料は、平成30年6月に課税される町民税の額により階層を決定します。

◆保育料の額は、国の基準額又は保育単価の改定に合わせ、見直しします。

※階層区分における町民税の見方 (毎年6月に送付されております)

の部分

町民税・道民税決定明細書

行政区コード	納税者コード	世帯コード	通知書番号
--------	--------	-------	-------

●公的年金からの特別徴収(天引き)の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類
年10月	円	名称
年12月	円	
年2月	円	
		種類

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴収月	仮特別徴収税額	徴収月	仮特別徴収税額
年4月	円	年4月	円
年6月	円	年6月	円
年8月	円	年8月	円

●町民税及び道民税決定の明細

区分	課税標準額	町民税	道民税
総合分	円	円	円
分離分	円	円	円
山林分	円	円	円
調整控除額	円	円	円
配当控除額	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円
寄附金税額控除額	円	円	円
外国税額控除額等	円	円	円
配当割額又は株式等譲渡割控除額	円	円	円
所得割額	円	円	円
均等割額	円	円	円
年税額	円	円	円
公的年金から特別徴収する額	円	円	円
課税済額又は納付済額	円	円	円
控除不足額	円	円	円

給与所得等に係る町民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与所得	収入	その他の所得	主たる所得区分	給付区分
所得	給与所得	収入	その他の所得	主たる所得区分	給付区分
所得	給与所得	収入	その他の所得	主たる所得区分	給付区分

<p>所得控除(摘要)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>医療費</td> <td>障害・寡・勤</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>配偶者特別</td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td>扶養</td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td>所得控除合計②</td> </tr> </table>	医療費	障害・寡・勤	社会保険料	配偶者特別	小規模企業共済	扶養	生命保険料	基礎	地震保険料	所得控除合計②	<p>課税標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総所得③</td> <td>山林所得</td> </tr> <tr> <td>分離短期譲渡</td> <td>分離長期譲渡</td> </tr> <tr> <td>株式等の譲渡</td> <td>上場株式等の配当</td> </tr> <tr> <td>先物取引</td> <td></td> </tr> </table>	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引		<p>町民税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>所得割額④</td> <td>均等割額⑤</td> </tr> <tr> <td>均等割額⑥</td> <td>税額控除額⑦</td> </tr> <tr> <td>所得割額⑧</td> <td>均等割額⑨</td> </tr> <tr> <td>特別徴収税額⑩</td> <td>控除不足額⑪</td> </tr> <tr> <td>既納付額⑫</td> <td>既納付額⑬</td> </tr> <tr> <td>差引納付額⑭(⑩-⑫)</td> <td>変更前税額⑮</td> </tr> <tr> <td>増減額⑯(⑮-⑭)</td> <td>変更月</td> </tr> </table>	税額	税額	所得割額④	均等割額⑤	均等割額⑥	税額控除額⑦	所得割額⑧	均等割額⑨	特別徴収税額⑩	控除不足額⑪	既納付額⑫	既納付額⑬	差引納付額⑭(⑩-⑫)	変更前税額⑮	増減額⑯(⑮-⑭)	変更月
医療費	障害・寡・勤																																			
社会保険料	配偶者特別																																			
小規模企業共済	扶養																																			
生命保険料	基礎																																			
地震保険料	所得控除合計②																																			
総所得③	山林所得																																			
分離短期譲渡	分離長期譲渡																																			
株式等の譲渡	上場株式等の配当																																			
先物取引																																				
税額	税額																																			
所得割額④	均等割額⑤																																			
均等割額⑥	税額控除額⑦																																			
所得割額⑧	均等割額⑨																																			
特別徴収税額⑩	控除不足額⑪																																			
既納付額⑫	既納付額⑬																																			
差引納付額⑭(⑩-⑫)	変更前税額⑮																																			
増減額⑯(⑮-⑭)	変更月																																			

※ただし、所得割額の控除の中で、「住宅借入金等特別税額控除」・「寄附金税額控除」・「配当控除」・「配当割額又は株式等譲渡割控除」・「外国税額控除」は、所得割額の控除対象となりません。

※詳しくは、保健福祉課子育て支援班(45-6987)まで、お問い合わせください。